

ご存じですか？

ファミリー・ サポート・ センター

ファミリー・サポート・センターでは
育児の援助を受けたい人で行いたい人が
会員となって、育児を助け合っています。
平成12年度からは
新たに介護の援助活動を行うセンターが
できることになりました。



ファミリー・サポート・センターの
設立運営は市区町村等が行います。



労 働 省

ファミリー・サポート・センターで扱う相互援助活動とは



育児について

- 保育施設の保育開始前や終了後子供を預かること
- 保育施設までの送迎を行うこと
- 学童保育終了後、子供を預かること
- 学校の放課後、子供を預かること
- 学校の夏休みなどに、子供を預かること
- 子供が軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日子供を預かること など



介護について

- 労働者が急な残業などのときに高齢者等の食事の準備や後片づけを行うこと
- 労働者が長期の出張のときなどに高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行うこと
- 高齢者等の通院などに付き添うこと
- 高齢者等の買い物に付き添うこと
- 遠くに住んでいる労働者に代わって高齢者等への上記の世話や訪問による安否確認を行うこと など

ファミリー・サポート・センターの種類には

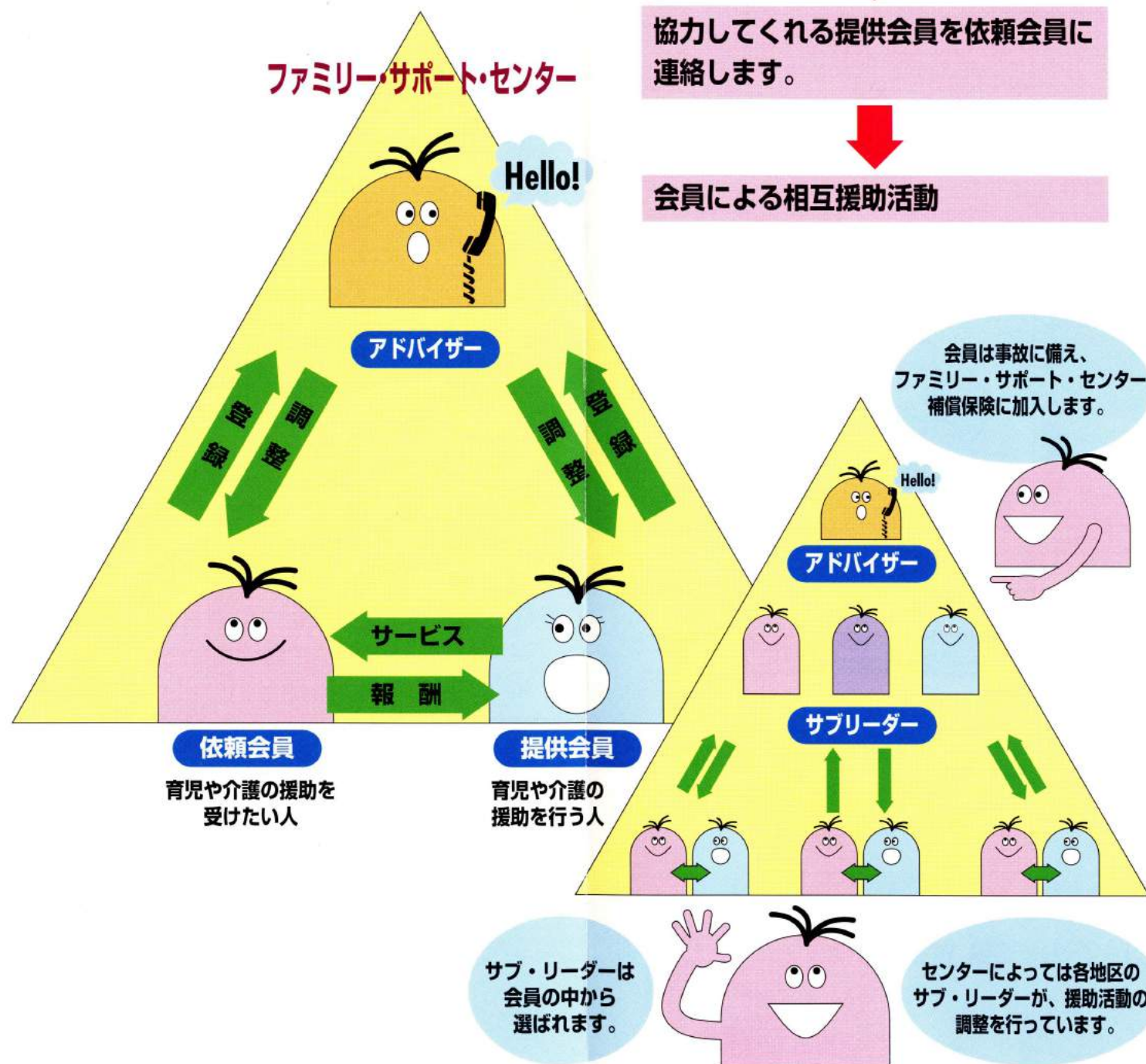
ファミリー・サポート・センターには

- 育児に関する相互援助活動のみを行うセンター
- 介護に関する相互援助活動のみを行うセンター
- 育児と介護の両方を扱うセンターの3種類があります。

ファミリー・サポート・センターを設置できるのは

原則として人口5万人以上の市町村（特別区を含む）又は民法第34条の規定により設立された公益法人です。
市町村は、センターの行う事業を公益法人等に委託することもできます。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



援助を依頼したい会員は
ファミリー・サポート・センター又は
地区のサブ・リーダーに連絡します。

アドバイザー又はサブ・リーダーは提供
会員をコーディネートします。

協力してくれる提供会員を依頼会員に
連絡します。

会員による相互援助活動

ファミリー・サポート・センターの業務とは

●会員の募集、登録その他の会員組織業務

ポスター、チラシ、広報誌の発行、事業説明会の開催など、様々な方法で広く会員を募集します。会員が多くなったときには、サブ・リーダーを選任して、地区ごとに会員を組織するなどの工夫をします。

●育児や介護に関する相互援助活動の調整等

会員の方が育児や介護の援助を受けたいときは、センターに連絡します。センターでは、援助の内容や地域などを考慮して、適当な提供会員を選定し、援助を依頼します。提供会員が援助を引き受けたときには、それを依頼会員に連絡します。

提供会員と依頼会員の顔合わせに、アドバイザーやサブ・リーダーが立ち会うこともあります。

●会員に対する講習会の開催

会員の方が安心して援助活動を行えるよう、育児や介護についての知識、技術を身につけるための講習会を開催します。援助を受ける会員に対しても会員としての心構えなどの講習を行います。

●会員の交流を深めるための交流会の開催

スムーズな相互援助活動のためには、会員同士が親しくなっていることが大切です。多くの会員が参加できる楽しい交流会を企画、開催します。

●アドバイザーとサブ・リーダーとの定期的情報交換や関係機関との連絡調整

事業の中心となるアドバイザーと、アドバイザーを助けて地域で活動するサブ・リーダーとの連携のため、定期的に連絡会議を開催します。

●定期的な広報誌の発行等広報事業

事業内容を市民の方に知らせるための広報のほか、会員向けの会報なども発行します。

ファミリー・サポート・センターの会員になるには

仕事と育児や介護との両立のために、育児や介護の援助を受けたい方、援助を行いたい方はセンターに申し込んで会員になれます。特別な資格などは必要ありません。援助を受けることと行うことの両方を希望する場合には両方会員になることもできます。

ファミリー・サポート・センターの活動をサポートします！

都道府県によるサポート



都道府県では、ファミリー・サポート・センターの設置を進めるとともに、設置されたセンターを支援しています。

- ファミリー・サポート・センターの設置促進
- ファミリー・サポート・センターについてのニーズの調査、分析
- アドバイザー、サブ・リーダーに対する研修の実施
- 会員からの相談に対してアドバイスを行うコンサルタントの委嘱
- 関係機関との連絡調整 など

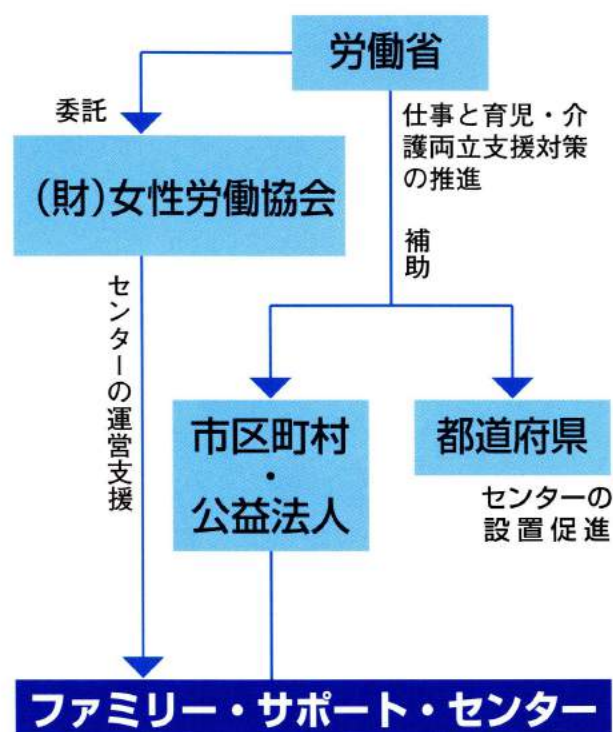
この他、ファミリー・サポート・センターの運営経費を補助しているところもあります。

労働省によるサポート



労働省は、ファミリー・サポート・センターの設置・運営を行う地方公共団体等に対し補助を行っています。

- 市町村等に対するファミリー・サポート・センターの設置運営に要する経費の補助
- 都道府県に対するファミリー・サポート・センターの設置促進に要する経費の補助



(財)女性労働協会によるサポート



(財)女性労働協会では、ファミリー・サポート・センターの円滑な業務運営を支援しています。

- ファミリー・サポート・センターの円滑な運営のためのアドバイス
- 相互援助活動の調査研究、活動マニュアルの作成
- 全国情報交流集会の開催や会員向け情報誌の作成 など

ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせは

◇労働省女性局女性福祉課勤労者家族係

TEL.03-3593-1211 (内) 5646

又は

◇都道府県労政主管課

◇(財)女性労働協会

TEL.03-3456-4410

